

基幹水利施設技術管理強化特別指導事業実施要領の一部改正新旧対照表

改正前	改正後																
<p>基幹水利施設技術管理強化特別指導事業実施要領</p>	<p>基幹水利施設技術管理強化特別指導事業実施要領</p>																
<p>第1 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業（以下「特別指導事業」という。）の実施については、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通達。以下「実施要綱」という。）、土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農村振興局長通達。以下「実施要領」という。）、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け農地第3966号。以下「交付要綱」という。）及び「基幹水利施設保全管理対策（施設管理技術者育成対策）の実施に関する細部事項について」（平成23年4月1日付け農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室長通知）によるほか、この要領によるものとする。</p> <p>第2 特別指導事業は次に掲げる内容の事業を行うものとする。</p>	<p>第1 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業（以下「特別指導事業」という。）の実施については、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通達。以下「実施要綱」という。）、土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農林水産省農村振興局長通達。以下「実施要領」という。）、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け農地第3966号農林水産事務次官依命通達。以下「交付要綱」という。）及び「基幹水利施設保全管理対策（施設管理技術者育成対策）の実施に関する細部事項について」（平成23年4月1日付け農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室長通知）によるほか、この要領によるものとする。</p> <p>第2 特別指導事業は次に掲げる内容の事業を行うものとする。</p>																
<table border="1" data-bbox="185 959 1077 1305"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>基幹水利施設保全管理技術向上研修</td> <td>実施要綱第6の2の(2)に掲げる事業</td> </tr> <tr> <td>基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修</td> <td>実施要綱第6の2の(5)に掲げる事業</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業内容	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	基幹水利施設保全管理技術向上研修	実施要綱第6の2の(2)に掲げる事業	基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修	実施要綱第6の2の(5)に掲げる事業	<table border="1" data-bbox="1184 959 2076 1305"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>技術実践向上研修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>実施要綱第6の2の(1)に掲げる事業</u></td> </tr> <tr> <td>基幹水利施設保全管理技術向上研修</td> <td>実施要綱第6の2の(2)に掲げる事業</td> </tr> <tr> <td>基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修</td> <td>実施要綱第6の2の(5)に掲げる事業</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業内容	<u>技術実践向上研修</u>	<u>実施要綱第6の2の(1)に掲げる事業</u>	基幹水利施設保全管理技術向上研修	実施要綱第6の2の(2)に掲げる事業	基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修	実施要綱第6の2の(5)に掲げる事業
区分	事業内容																
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																
基幹水利施設保全管理技術向上研修	実施要綱第6の2の(2)に掲げる事業																
基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修	実施要綱第6の2の(5)に掲げる事業																
区分	事業内容																
<u>技術実践向上研修</u>	<u>実施要綱第6の2の(1)に掲げる事業</u>																
基幹水利施設保全管理技術向上研修	実施要綱第6の2の(2)に掲げる事業																
基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修	実施要綱第6の2の(5)に掲げる事業																

第3 特別指導事業の申請については以下のとおりとする。

(新設)

1 基幹水利施設管理技術向上研修

- (1) 基幹水利施設保全管理技術向上研修の実施を希望する土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）は、実施を希望する前年度の12月末までに、様式第1号を岩手県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）に提出するものとする。
- (2) 連合会は、実施を希望する前年度の3月末までに、実施要領第5の2の(2)のオの規定により基幹水利施設保全管理技術向上研修申請書を知事に提出するものとする。

2 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

- (1) 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修の実施を希望する土地改良区等は、実施を希望する前年度の12月末(令和4年度に限っては、令和4年7月末)までに、様式第2号を連合会に提出するものとする。
- (2) 連合会は、実施を希望する前年度の3月末(令和4年度に限っては、令和4年8月末)までに、実施要領第5の2の(5)のウの規定により基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修申請書を知事に提出するものとする。

第4 特別指導事業実施地区の採択通知については以下のとおりとする。

(新設)

第3 特別指導事業の申請については以下のとおりとする。

1 技術実践向上研修

岩手県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）は、技術実践向上研修の実施を希望する前年度の3月末（令和6年度に限っては、令和6年5月末）までに、実施要領第5の2の(1)のウの規定により技術実践向上研修承認申請書を知事に提出するものとする。

2 基幹水利施設管理技術向上研修

- (1) 基幹水利施設保全管理技術向上研修の実施を希望する土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）は、実施を希望する前年度の12月末までに、様式第1号を連合会に提出するものとする。
- (2) 連合会は、実施を希望する前年度の3月末までに、実施要領第5の2の(2)のオの規定により基幹水利施設保全管理技術向上研修申請書を知事に提出するものとする。

3 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

- (1) 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修の実施を希望する土地改良区等は、実施を希望する前年度の12月末までに、様式第2号を連合会に提出するものとする。
- (2) 連合会は、実施を希望する前年度の3月末までに、実施要領第5の2の(5)のウの規定により基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修申請書を知事に提出するものとする。

第4 特別指導事業実施地区の採択通知については以下のとおりとする。

1 技術実践向上研修

知事は、東北農政局長から技術実践向上研修の実施について同意があった場合は、速やかに申請のあった連合会に様式第3号により通知

1 基幹水利施設管理技術向上研修

- (1) 知事は、東北農政局長から基幹水利施設保全管理技術向上研修事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに申請のあった連合会に様式第3号により通知するものとする。
- (2) 連合会は、知事から事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに申請のあった土地改良区等に様式第4号により通知するものとする。

2 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

- (1) 知事は、東北農政局長から基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに申請のあった連合会に様式第5号により通知するものとする。
- (2) 連合会は、知事から事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに申請のあった土地改良区等に様式第6号により通知するものとする。

第5～第6 [略]

第7 特別指導事業による費用負担割合は以下のとおり。

(新設)

するものとする。

2 基幹水利施設管理技術向上研修

- (1) 知事は、東北農政局長から基幹水利施設保全管理技術向上研修事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに申請のあった連合会に様式第4号により通知するものとする。
- (2) 連合会は、知事から事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに申請のあった土地改良区等に様式第5号により通知するものとする。

3 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

- (1) 知事は、東北農政局長から基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに申請のあった連合会に様式第6号により通知するものとする。
- (2) 連合会は、知事から事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに申請のあった土地改良区等に様式第7号により通知するものとする。

第5～第6 [略]

第7 特別指導事業による費用負担割合は以下のとおり。

1 技術実践向上研修

国	県	連合会
50%	二	50%

1 基幹水利施設保全管理技術向上研修事業

国	県	土地改良区等
50%	30%	20%

2 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修事業

国	県	土地改良区等
定額	—	—

第8 特別指導事業を実施した連合会は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに基幹水利施設保全管理技術向上研修に関する報告は様式第7号、基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修に関する報告は様式第8号を知事に提出するものとする。

様式第1号～様式第2号 [略]

(新設)

2 基幹水利施設保全管理技術向上研修事業

国	県	土地改良区等
50%	30%	20%

3 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修事業

国	県	土地改良区等
定額	—	—

第8 特別指導事業を実施した連合会は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに技術実践向上研修に関する報告は様式第8号、基幹水利施設保全管理技術向上研修に関する報告は様式第9号、基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修に関する報告は様式第10号を知事に提出するものとする。

様式第1号～様式第2号 [略]

様式第3号

第 号  
年 月 日

岩手県土地改良事業団体連合会

会長 様

岩手県知事 印

技術実践向上研修 実施承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号で申請のあったこのことについて、技術実践向上研修の実施を承認したので通知する。

※ 技術実践向上研修の実施に係る同意書（土地改良区体制強化事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2430 号農村振興局長通知）別紙様式第 21 号）の写しを添付のこと。

様式第 3 号

[略]

様式第 4 号

[略]

様式第 5 号

[略]

様式第 6 号

[略]

様式第 4 号

[略]

様式第 5 号

[略]

様式第 6 号

[略]

様式第 7 号

[略]

(新設)

様式第 8 号

〇〇年度 技術実践向上研修 実績報告書

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

岩手県土地改良事業団体連合会  
会長

〇〇年〇〇月〇〇日付け岩手県指令〇〇第〇〇号をもって、補助金の  
交付決定の通知があった基幹水利施設技術管理強化特別指導（技術実践  
向上研修）について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区体  
制強化事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水  
産事務次官依命通知）第 11 の 1 に基づき報告します。

記

1 技術実践向上研修の実施状況

<u>開催 場所</u>	<u>開催 年月日</u>	<u>開催 回数</u>	<u>開催 日数</u>	<u>受講者数</u>			
				<u>市町村</u>	<u>土地改 良区等</u>	<u>その他</u>	<u>合計</u>

--	--	--	--	--	--	--	--

2 技術実践向上研修の研修講義内容

<u>開催 年月日</u>	<u>講義 課目</u>	<u>講義 内容</u>	<u>講師 所属</u>	<u>講師 氏名</u>	<u>講義 時間</u>	<u>備考</u>

3 協議回数状況

<u>協 議 年月日</u>	<u>協議 回数</u>	<u>ブロ ック</u>	<u>参加者（内訳）</u>				<u>合計</u>
			<u>国</u>	<u>地方 連合会</u>	<u>都道 府県</u>	<u>その他</u>	

(記載要領)

1 表の1

(1) 「土地改良区等」には、土地改良区連合も含む。

(2) 研修開催プログラム等については、別途添付のこと。

2 表の2

(1) 「講義内容」は、具体的な内容を記述すること。

3 表の3

(1) ブロックは、例えば、北海道と東北農政局管内で行った場合、  
「北海道・東北」と記載すること。

様式第7号

〇〇年度 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業  
(基幹水利施設保全管理技術向上研修) 実績報告書

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

岩手県土地改良事業団体連合会  
会長

〇〇年〇〇月〇〇日付け岩手県指令〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設技術管理強化特別指導（基幹水利施設保全管理技術向上研修）について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第12の1に基づき報告します。

[略]

様式第8号

〇〇年度 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業  
(基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修) 実績報告書

(2) 協議した事項については、別紙添付のこと。

様式第9号

〇〇年度 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業  
(基幹水利施設保全管理技術向上研修) 実績報告書

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

岩手県土地改良事業団体連合会  
会長

〇〇年〇〇月〇〇日付け岩手県指令〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設技術管理強化特別指導（基幹水利施設保全管理技術向上研修）について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第11の1に基づき報告します。

[略]

様式第10号

〇〇年度 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業  
(基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修) 実績報告書

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

岩手県土地改良事業団体連合会  
会長

〇〇年〇〇月〇〇日付け岩手県指令〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設技術管理強化特別指導（基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修）について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知）[第 12 の 1](#)に基づき報告します。

1. 地区名
  2. 指導日数及び人数等
- 2-1 指導・援助

研修内容	研修内容別技術者指導 <a href="#">予定</a> 日数			備考
	指導内容	指導者数	指導日数	
1 省エネルギー化推進の啓発				
2 省エネルギー化推進の具体化に向けた現地指				

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

岩手県土地改良事業団体連合会  
会長

〇〇年〇〇月〇〇日付け岩手県指令〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設技術管理強化特別指導（基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修）について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知）[第 11 の 1](#)に基づき報告します。

1. 地区名
  2. 指導日数及び人数等
- 2-1 指導・援助

研修内容	研修内容別技術者指導日数			備考
	指導内容	指導者数	指導日数	
1 省エネルギー化推進の啓発				
2 省エネルギー化推進の具体化に向けた現地指				

導と調査					導と調査				
3 省エネルギー 化の推進の基本 構想の策定					3 省エネルギー 化の推進の基本 構想の策定				
				計					計
※ 業務記録簿を添付すること。  [略]					※ 業務記録簿を添付すること。  [略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

令和6年4月8日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。